

品川区私立保育所産休等代替職員費助成要綱

制定	昭和 5 4 年	1 月 1 2 日	区長決定
改正	昭和 5 4 年	8 月 2 日	
改正	昭和 5 5 年	6 月 1 6 日	
改正	昭和 5 6 年	8 月 2 1 日	
改正	昭和 5 7 年	5 月 1 3 日	
改正	昭和 5 9 年	7 月 1 0 日	
改正	昭和 6 0 年	4 月 1 日	要綱第 198 号
改正	昭和 6 0 年	7 月 2 0 日	要綱第 288 号
改正	昭和 6 1 年	1 2 月 3 日	要綱第 50 号
改正	昭和 6 2 年	3 月 2 7 日	要綱第 12 号
改正	昭和 6 2 年	6 月 1 0 日	要綱第 42 号
改正	昭和 6 3 年	6 月 3 日	要綱第 26 号
改正	平成 元 年	8 月 1 4 日	要綱第 47 号
改正	平成 2 年	7 月 3 0 日	要綱第 54 号
改正	平成 3 年	7 月 1 1 日	要綱第 51 号
改正	平成 4 年	6 月 3 0 日	要綱第 61 号
改正	平成 5 年	8 月 1 2 日	要綱第 60 号
改正	平成 6 年	1 0 月 1 2 日	要綱第 70 号
改正	平成 7 年	9 月 2 7 日	要綱第 70 号
改正	平成 8 年	9 月 1 0 日	要綱第 66 号
改正	平成 1 0 年	9 月 4 日	要綱第 73 号
改正	平成 1 2 年	1 0 月 1 3 日	要綱第 130 号
改正	平成 1 3 年	1 2 月 2 1 日	要綱第 4 号
改正	平成 1 7 年	2 月 2 3 日	要綱第 6 号
改正	平成 1 8 年	2 月 5 日	要綱第 6 号
改正	平成 3 0 年	1 1 月 1 日	要綱第 190 号
改正	平成 3 1 年	3 月 2 7 日	要綱第 59 号
改正	令和 元 年	1 0 月 1 6 日	要綱第 319 号
改正	令和 3 年	8 月 6 日	要綱第 276 号
改正	令和 3 年	1 2 月 2 3 日	要綱第 356 号
改正	令和 5 年	1 月 1 7 日	要綱第 4 号
改正	令和 5 年	1 1 月 9 日	要綱第 181 号
改正	令和 6 年	1 0 月 1 6 日	要綱第 348 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づいて設置された品川区内の私立保育所（以下「保育所」という）の職員が出産または傷病のため、長期間にわたり継続して休業を必要とする場合において、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を保育所の設置者（以下「設置者」という）が臨時的に任用したときに、区がその所要経費の全部または一部を助成することとし、もって、職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、保育所における児童の処遇を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休職員 保育所の職員で、出産のため休業する者をいう。
- (2) 病休職員 保育所の職員で、傷病のため休業する者をいう。
- (3) 産休代替職員 産休職員の職務を行うために臨時的に任用された者をいう。
- (4) 病休代替職員 病休職員の職務を行うために臨時的に任用された者をいう。
- (5) 産休等職員 産休職員または病休職員をいう。
- (6) 産休等代替職員 産休代替職員または病休代替職員をいう。

(産休等代替職員の任用)

第3条 産休等代替職員を任用する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 産休代替職員の場合（以下「産休の場合」という。）

産休職員が産前の休業を始める日から、その日から起算して16週間（多胎妊娠の場合は24週間）を経過する日までの期間内において、設置者が定める期間

なお、産前産後の期間については、産前8週間（多胎妊娠の場合は16週間）および産後10週間を超えないものとする。

(2) 病休代替職員の場合（以下「病休の場合」という。）

病休職員が、傷病のため、14日以上（休日等を含む。）の療養を必要とする場合において、病休代替職員を任用した日から、その日から起算して180日（休日等を含まない。）を経過する日までの期間内において、病休職員が休業を継続する期間。

- 2 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、所定の資格を有する者から任用しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育所において児童の保護に直接従事した経験がある者または保育士試験の科目の一部に合格した者を任用することができる。

(任用承認手続)

第4条 設置者は、産休等代替職員を任用する場合においては、その任用しようとする者の住所、氏名、任用予定期間、その他必要事項を記載した産休等代替職員任用承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、原則としてその任用する日の10日前までに、区長に提出するものとする。

(1) 産休の場合

産休職員についての医師または助産婦が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書ならびに産休代替職員についての健康診断書、資格証明書の写しおよび本人の履歴書

(2) 病休の場合

病休職員についての医師が発行する診断書ならびに病休代替職員についての健康診断書、資格証明書の写しおよび本人の履歴書

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めたときは、産休等代替職員任用承認（却下）通知書（第2号様式）を当該申請を行った設置者に対して交付するものとする。

(費用の額および請求手続)

第5条 区長は、産休等代替職員として任用承認を行った職員に係る費用として、産休等代替職員がその任用期間の範囲内において保育所に勤務した日数に、次の表の左欄に掲げる職種の区分により右欄に掲げる日額単価（保育所が定められた単価より低い額で支出したときは、その低い方の額）を乗じて得た金額を設置者に助成する。

職 種	日額単価
保育士・看護師・調理員・栄養士	9,310円
	(半日の場合は4,660円)
上記以外の者	7,450円
	(半日の場合は3,730円)

2 設置者が前項に掲げる費用を請求するに当たっては、各月分についてその翌月に、または助成金額全額をその任用期間経過後に、産休等代替職員費請求書（第3号様式）に当該産休等代替職員の勤務日数と賃金の単価について記載のある賃金受領書の写しを添えて行うものとする。

なお、病休代替職員の費用を請求する場合には、病休職員および病休代替職員の出勤簿の写しも併せて添えるものとする。

(雇用関係がなくなったとき等の報告)

第6条 設置者は、産休等代替職員の任用承認を受けた期間中に産休等職員との雇用関係がなくなったときまたは産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（第4号様式）により区長に報告しなければならない。

(状況報告等)

第7条 区長は、必要と認めるときは、助成した保育所に対し、その執行状況につき報告を求め、または調査を行うことができる。

(関係書類の整備)

第8条 この経費の助成を受けた設置者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、5年間これを保存しなければならない。

(返還命令)

第9条 区長は、設置者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときおよび助成の目的以外に支出したときは、助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(消費税仕入控除税額の報告)

第10条 設置者は、助成の完了後に消費税および地方消費税の申告により助成に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区私立保育所産休等代替職員費助成消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- 3 区長は、設置者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、助成の全部または一部を区に返還させるものとする。

(準用)

第11条 助成に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和54年1月12日から施行する。

付 則 （昭和54年8月2日改正）

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

付 則 （昭和55年6月16日改正）

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則 （昭和56年8月21日改正）

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則 （昭和57年5月13日改正）

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則 （昭和 59 年 7 月 10 日改正）

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （昭和 60 年 7 月 20 日要綱第 288 号）

1 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱による改正前の要綱の規定によって作成した様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。

付 則 （昭和 61 年 12 月 3 日改正要綱第 50 号）

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （昭和 62 年 3 月 27 日改正要綱第 12 号）

この要綱は、昭和 62 年 3 月 27 日から適用する。

付 則 （昭和 62 年 6 月 10 日改正要綱第 42 号）

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （昭和 63 年 6 月 3 日改正要綱第 26 号）

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成元年 8 月 14 日改正要綱第 47 号）

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 2 年 7 月 30 日改正）

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 3 年 7 月 11 日改正）

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 4 年 6 月 30 日改正）

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 5 年 8 月 12 日改正）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 6 年 10 月 12 日改正）

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 7 年 9 月 27 日改正）

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則 （平成8年9月10日改正）

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則 （平成10年9月4日改正）

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則 （平成12年10月13日改正）

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則 （平成13年12月21日改正）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則 （平成17年2月23日改正）

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則 （平成18年2月5日改正）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則 （平成30年11月1日改正）

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

付 則 （平成31年3月27日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則 （令和元年10月16日改正）

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付 則 （令和3年8月6日改正）

この要綱は、令和3年8月6日から適用する。

付 則 （令和3年12月23日改正）

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

付 則 （令和5年1月17日改正）

この要綱は、令和4年10月1日から適用する。

付 則 （令和5年11月9日改正）

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

付 則 （令和6年10月16日改正）

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

(第1号様式)

※第		号							
産 休 等 代 替 職 員 任 用 承 認 申 請 書									
産職 休 等 員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生 歳			職 種				
	出 産 予 定 日 (病休開始日)	年 月 日			傷病名 (病休の場合)				
産 休 等 代 替 職 員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日生 歳			性 別		男 ・ 女		
	住 所								
	任用する職種				資 格 取 得 年 月 日		年 月 日		
	職 種 の 有 無	資格がある 資格がない							
	任用予定期間	1 産休の場合(単胎妊娠・多胎妊娠) 産前の休業を始める日から起算して 週間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 2 病休の場合 病休代替職員を任用する日から起算して 日間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間							
	上記のとおり就業することを承諾します。 年 月 日 氏名								
申請日の属する月の初めの施設の状況	定 員	措置人員等 〔うち3歳未満児数〕	地域区分	職 種					計
	人	人	特別区 特甲地 甲地、乙地、丙地	現 員 〔うち女子の数〕	()	()	()	()	()
上記のとおり産休等代替職員の任用について承認申請をします。 年 月 日 殿 所在地 施設種別及び施設名 施設設置者									

承認却下通知		審査	
年 月 日 通知書第		適 (理由) 否 号	

(第2号様式)

※ 第 号	
産休等代替職員任用承認（却下）通知書	
氏 名	年 月 日生
職 種	
任用 予 定 期 間	1 産休の場合(単胎妊娠・多胎妊娠) 自 年 月 日 産前の休業を始める日から起算して 週間 至 年 月 日 日間 2 病休の場合 自 年 月 日 病休代替職員を任用する日から起算して 日間 至 年 月 日 (ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間)
資 金	任用予定期間の範囲内で勤務した1日につき 円 (うち援護費 円) 〃 〃 半日につき 円 (〃 円)
概 要	
年 月 日付けで申請のありました貴施設が産休等代替職員を任用することについて、 上記のとおり決定しましたから通知します。 第 号 年 月 日 局 長 区市町村長 印 施設設置者 殿	
経由機関名	

(第3号様式)

産 休 等 代 替 職 員 費 請 求 書

年 月 日第 号で任用の承認のありました産休等代替職員賃金の 年 月分をその任用期間が経過しましたので次のとおり請求します。

年 月 日

品 川 区 長 様

所 在 地
施 設 名
施 設 設 置 者

印

請 求 金 額 _____ 円

産代 替 休 職 等 員	(ふりがな) 氏 名			職 種		性 別	男・女
	住 所						
産職 休 等 員	(ふりがな) 氏 名			職 種		傷病名 (病休の場合)	
	性 別	男・女	出産予定日	年 月 日	出 産 日 (産休・病休開始日)	年 月 日	
承認された 任用予定期間 ①		施設が実際に任用した 期間 ②		費用負担の対象とな る期間 ③	左の期間中施設に勤務した 日数 ④	補助単価 ⑤	請 求 額 (④×⑤) ⑥
1 産休の場合 産前の休業を始める 日から換算して 週間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 (単胎妊娠・多胎妊娠)		自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	全日 日 半日 日 計 日	全日 円 半日 円	全日 円 半日 円 計 円
2 病休の場合 病休代替職員を任用 する日から起算して 自 年 月 日 至 年 月 日 日間		自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日	全日 日 半日 日 計 日	全日 円 半日 円	全日 円 半日 円 計 円

(第4号様式)

産 休 等 代 替 職 員 任 用 調 書 （施設名

産休等職員	(ふりがな)			職		職		資 格 取 年 月 日	年 月 日
	氏 名			名		種			
	生 年 月 日		年 月 日生 歳	傷 病 名 出産予定年月日 (病休開始日)		年 月 日			
産休等代替職員	(ふりがな)		男	資	資格の名称		年 月 日		
	氏 名		女	格	取得年月日		年 月 日		
	生 年 月 日		年 月 日生 歳	従事した職種					
	任用した期間		自 年 月 日 至 年 月 日 週 間 (日 間)						
	賃金	日額単価 半日単価	円 円	就 業 日 数		全 日 半 日	日 日	受領金額	円
上記のとおり就業したことを申し立てます。 年 月 日 氏名									
経費等	施設種別			施 設 名		都 区 私 立			
	賃 金 単 価	日額 半日	円 円	就 業 日 数		全 日 半 日	日 日	支給総額	円

上記のとおり産休等代替職員を任用したので報告します。

第 号

年 月 日

殿

施設設置者

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

品川区私立保育所産休等代替職員費助成消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区私立保育所産休等代替職員費助成のうち、品川区私立保育所産休等代替職員費助成要綱第10条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。
記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額 金 _____ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。